

第2回福祉有償運送運営協議会 会議記録(要旨)

- 1 審議会名 第2回福祉有償運送運営協議会
- 2 日 時 平成18年5月9日(火) 午後2時から午後3時50分まで
- 3 会 場 穂高健康支援センター集団指導室
- 4 出席者 久保田副会長 工藤委員 樋口委員 水谷委員 等々力委員
小岩井委員 耳塚委員 岡山委員 中村委員 小見田委員 相馬委員
古幡会長(高齢者介護課長)
県コモンズ福祉チーム小山企画員(オブザーバー) 長野運輸支局高橋専門官
- 5 市側出席者 堀田福祉事務所長 高齢者介護課高齢者福祉係 等々力係長 桜井 藤原 鶴
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 1人 市職員2人(企画担当1人 支所高齢者介護課1人)
- 8 会議概要作成年月日 平成18年5月11日

協 議 事 項 等

1. 開 会
4月1日付け人事異動により、会長及び委員1人が交代したことを会長から報告。
「安曇野市附属機関等の会議の公開に関する基準」に基づき、本協議会を公開とするが、個人情報に関する部分については非公開とする旨を会長から説明。
2. 福祉事務所長あいさつ(堀田所長)
お忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。4月から市として外出支援サービス(タクシー券)を始めた。また、6月頃からは新たな公共交通の運行についての検討委員会を設置し協議に入る予定だが、実現は19年度中となる見込みであり時間を要する。
福祉輸送サービスの量が足りない現状を踏まえ、市社会福祉協議会が協議申請した福祉有償運送サービスの実施について、市から協力依頼書を交付したところである。
本日は慎重なご協議をお願いしたい。
3. 委嘱書交付
長野運輸支局工藤委員に委嘱書を交付
4. 自己紹介
長野運輸支局工藤委員が自己紹介
5. 協議事項
(1)監督指針の一部改正(案)について
(事務局)当運営協議会が定めた「監督指針」のうち、福祉有償運送に使用する車両の総数の増加は、許可の取り直しに該当しないことが判ったため、監督指針を一部改正したいという提案をした。
(会 長)質問、意見等がありませんので事務局の提案どおり「監督指針」の一部を改正する。
(2)道路運送法第80条第1項に基づく福祉有償運送事業を許可申請する事業者の事業内容に係る適格性の判断
(会 長)市社会福祉協議会が申請主体となるため、安曇野市福祉有償運送運営協議会設置要綱に基づき樋口委員は委員としてではなく申請者としての立場となる旨の報告。
(事務局)市社会福祉協議会から提出された協議書類が、当運営協議会で定めた「申請指針」に基づき提出されていること、及びその書類の記載内容が「受付指針」に基づき記載されていることを報告。
(市社会福祉協議会樋口常務)
社会福祉協議会福祉有償運送サービス運行規則(案)に規定している事業内容(料金体系、対象者及び使用車両)及び当該事業に係る業務計画(案)について説明。

説明の要旨

【料金について】

- ・タクシー料金の概ね二分の一以内の料金設定をした。
- ・小型車の初乗り料金は310円。以後500mごとに70円を加算する。
- ・福祉車両の初乗り料金は390円。以後500mごとに100円を加算する。

【対象者について】

- ・市の定める福祉輸送サービス実施要綱に定める対象者のうち、明科地区在住で直近年の所得税が非課税の方。
- ・対象者は現在10人を予定している。

【使用車両について】

- ・7台を使用する。(福祉車両2台とセダン型軽車両が5台)
- ・7台のうち2台は市所有車両
- ・任意保険の加入状況の報告

【社会福祉協議会の予算案について】

- ・18年度の事業費は2,229,000円を予定している。
- ・主な支出は運転手の賃金、車両の維持費、燃料費、運転業務委託費である。
- ・約94万円の赤字を見込んでおり、その場合は介護保険の財源から繰入れを行う。

(会長)説明のあった事業内容について、当協議会の「判断基準」に基づき、適格性を判断したい。ご意見、ご質問をどうぞ。

(高橋専門官)運行規則案の中で、利用対象者は明科地区内に住所を有し、前年の所得税が非課税で、かつ、要介護認定を受けた者等という理解をしたが、要介護認定を受けている方でも所得税を支払っている場合は対象にならないということよろしいか。

(樋口常務)そのとおりである。

(高橋専門官)10人の名前が記載された対象者名簿に、「確認済」と記載があるが、どういう確認をされたのか。

(事務局)介護保険の要介護者又は要支援者であるかどうかの確認、身体障害者であること等の確認等、対象者としての基準を満たしているか、個人情報閲覧同意書に基づき確認をした。

(高橋専門官)今後対象者の増加に伴う確認は市で行うか。

(事務局)監督指針に基づき、定期的に市に名簿を提出していただくことになるので、対象者であることの確認は市として行っていくことになる。

(高橋専門官)要介護認定を受けていない方、また障害の手帳を持っていない方の中にも移動困難者がいるが、この場合における対象者としての確認も市が行うのか。

(事務局)社会福祉協議会から事情を聞く中で、対象者の基準を満たすのか確認していきたい。

(小岩井委員)使用車両についてお聞きしたい。車庫の位置は明科東川手606番地2とあるが、車検証の「使用の本拠の位置」欄に記載の地番と違うが説明いただきたい。

(樋口常務)使用車両7台のうち、市の所有車両を2台ある。このため、2台については車検証の「使用の本拠の位置」欄の番地が異なっている。使用許可は社会福祉協議会で受けているが、あくまでも市の所有車である。

(耳塚委員)赤字事業であるという説明だったが、初乗り料金を310円にした根拠(原価計算)を説明いただきたい。

(岡山委員)310円という設定は介護保険事業から赤字の補てんがあつての料金。手法としてどうなのか。

(樋口常務)310円ではなく収支バランスが取れる料金設定にしたいが、タクシー料金の二分の一という制約がある中で設定した。介護保険事業の収益を一部地域へ還元するという形になる。原価計算した結果が310円ということではない。

(耳塚委員)タクシー会社としての心配は、介護保険事業費で赤字分を補てんして初乗り料金310円が、(今後明科地区だけでなく、)全市に拡大されたときのことである。大変やりにくくなってしまう営業を圧迫されることにもなる。その点についてどうお考えか。

(樋口常務)所得制限を設け、対象者数を制限している。また、全市に広がったとき、対象者は50人以上になると思われ、同じ条件でできるかは疑問である。新公共交通の体系にも関係するが何らかの形を考えていかなければならない。当面は明科地区に関してこの条件で行いたい。

(耳塚委員)合併前の明科町が行ってきた事業内容と大きく変わらないと思う。その点について説明をお願いしたい。

(小山企画員)今までの明科町が行ってきた内容を適法にするため取り組んできた結果が「セダン特区」の認定であり、「310円」の料金設定である。

(耳塚委員)タクシーは信号1つ待つと料金が違ってくる。料金を収受の点についてお聞きしたい。

(樋口常務)利用者と社会福祉協議会が契約を交わしてからサービスを提供する。例えば行先が信州大学病院であれば、1回片道 円と契約するため、都度料金が変わるということはない。口座振替で収受する。

(岡山委員)先に料金を決めておくということか。

(樋口常務)1運行ごとに 円ということで先に料金を決める。ただし待機料金だけは都度いただくことになる。

(岡山委員)タクシー会社は一旦車を返すので待機料金はゼロであるが。

(樋口常務)待機料をいただかなくてもいい場合もあるが、採算面から待機料はいただきたい。

(耳塚委員)通院目的に限定されているが、買い物等に行きたいという苦情もくると思われる。不親切であるが、運転者にはどのように徹底していくか。

(樋口常務)訪問事業の空き時間を利用しての輸送サービスとなる。次の訪問時間が既に決まっているため、買い物に寄るということは時間的に無理なことである。運転手には基本どおりにやることで徹底したい。また利用者にもしっかり説明して理解していただく。

(小岩井委員)事故のことでお聞きしたい。任意保険の賠償金額に格差が見られるがどうということか。また、例えば、免責7万円の車両保険に入っている車があるが、この車で職員が7万円以下の自損事故を起こした場合に、運転していた職員に賠償を求めることはあるのか。

(樋口常務)保険に入った時期や加入した保険会社が違うことなどが賠償金額に格差を生んでしまっているが、6月にはフリート契約をすることになるので、市の所有車両を除き、賠償金額も同じになる予定である。

自損事故を起こした場合の賠償については、就業規則によって処理するが、物損事故で運転手個人に責任を負わせることは実際難しいと考える。十分な賠償金額の保険に加入することはもちろん、運転者研修をしっかりと受け事故を起こさない体制を作ることが大切であると認識している。

(等々力委員)市の所有車両はフリート契約できないのか。

(樋口常務)現在市の公用車は市町村共済に加入しているが、フリート契約しても良いという話もあるため、可能であればフリート契約にしていきたい。

(岡山委員)運行管理者責任者及び整備管理責任者を選任しているが、資格者証は持っているのかをお尋ねしたい。もう1点、車両の保管場所が違うようだが点呼をどのように行うのか教えていただきたい。

(樋口常務)自動車を2台以上有する事業所は、安全運転管理者を置き、年に1回研修を受けている。安全運転管理者を運行管理者責任者に任命する。

車両整備管理者についても相応の研修をしたうえで、社会福祉協議会として任命する。

車庫については明科支所同じ敷地に車庫があるため、明科支所において点呼を行う。

(小岩井委員)運転手講習を受けた方の中に65歳以上の方がいるが、適正診断の受講は求められないか。高齢者の事故の比率が多いため心配な点である。

(小山企画員)県社会福祉協議会の運転者研修も、補講や修了証を出さないといった措置も講じているが、道路運送法の改正に併せ、何らかの制限が設けられると思われる。

(高橋専門官)運賃であるが、トリップメーターで距離を図るという解釈でいいか。

(樋口常務)予約制であり、行先も個人ごとに決まっていることから、トリップメーターは使用せず地図上で判断する。

(耳塚委員)待機時間によっては、利用料金が利用日ごとに変わるというのは不親切ではないか。

(樋口常務)料金については、片道 円で、待機時間が何分だったから何百円ですよ、ということをその都度、本人や家族に毎回説明した上で料金をいただく。

- (相馬委員) タクシー会社も待機料金はなるべく料金はいただかないようにしているのに、社会福祉協議会が料金をとらなくてももらわないのではないかと。
- (小山企画員) タクシー会社は待機時間（迎えまでの時間）に他の営業が可能であるが、福祉有償運送は完全予約制であり、そのような形態が取れない。
- (岡山委員) 乗降介助すれば、社会福祉協議会は介護報酬を受け取れるが、管内のタクシー会社は乗降介助に一切お金をいただいていない。
- (耳塚委員) ウィークデイの昼間だけ、通院目的だけの運行。事業を行う側としてとても不親切と思わないか。
- (樋口常務) 社会福祉協議会の事務所が休日も稼働するような状況になれば、検討していかなければならない。ただし、病院は日曜日にはやっていないので日曜は運行不要と思う。
- (耳塚委員) 日曜日には当番医があり、急患の輸送も必要ではないか。
- (樋口常務) 予約制であり、都度行先を変える運送は行わない。
- (耳塚委員) では、その方はどのようにして病院に行くのか。
- (小山企画員) 急患は、救急車・タクシーで行っていただくことになる。福祉有償運送は予約制であり、こういう場合は運送できない。これをやっては許可にならない。

- (等々力委員) 市社会福祉協議会が、こういった形で事業を出発させるということの評価しなければいけない。輸送の状況をまず確保できたことに住民として評価し、今後修正しながら軌道に乗せていけば良いと考える。
- (耳塚委員) 軌道に乗ると住民にとっては良いことであるが、一方でタクシー会社は困るところでもある。
- (等々力委員) 今まで違法でやってきたことであるが、これで方向付けできたと思う。
- (岡山委員) 全ての市民に同じサービスを提供できるよう、市はもっと拡大することを考えていただきたい。
- (会長) 申請に対し、他にご意見がなければ、当協議会の推薦書を本日付けで発行することについて意見を求めます。
- 異議がないため、本日付けで推薦書を発行することについて確認した

(3) その他

オブザーバーの小山企画員から、社会福祉協議会福祉有償運送サービス運行規則（案）の字句の一部修正について次のとおりアドバイスがあった。

- ・「4月1日において前年の所得税」 証明書が取れる直近年の所得税の意味になるよう明確な表現に。

- ・「精神障害者若しくは知的障害者等」 「精神障害若しくは知的障害等」

長野運輸支局から、社会福祉協議会福祉有償運送サービス運行規則（案）の字句の一部修正について次のとおりアドバイスがあったため事務局から報告。

- ・別表中「小型車」、「福祉車両」という区分があるが、規則（案）の本文に定義していない語句であり、整合を図りたい。

長野運輸支局高橋専門官から、2年後の許可更新時に協議の持ち方について並びに使用車両を増加は協議の対象である旨のアドバイスがあった。

久保田副会長から、運輸支局への申請と許可までの日程確認の発言があり、長野運輸支局から次の回答があった。

- ・週末までに申請書類を提出すれば許可は6月1日に間に合う。
- ・市の運営協議会の推薦があるので、定款や補正予算書は案で可である。

6 閉 会（久保田副会長）